

5 納得と信頼の身近な行政を行う

(1) 便利で効率的な窓口サービスを行う

●出張所のサービス向上と事務の効率化

区では、区民の意見を伺い、平成18年1月に「出張所のサービス向上と事務の効率化実施計画」を策定した。この計画に基づき、17か所の出張所を20年1月4日から4か所の区民事務所と13か所の出張所に機能別に再編を行った。

この見直しにより、①全区民事務所・全出張所に証明書の自動交付機を設置し、窓口受付時間外にも証明書の交付を可能としたこと。②届出事務を4か所の区民事務所に集約し、行政のスリム化（一部の内部事務の委託化の実施）を図ったこと。③証明書発行など、届出事務以外の多くのサービスは引き続き13か所の出張所で取り扱うこと。④4か所の区民事務所では、平日午後7時までと毎月第三土曜日の午前9時から午後5時まで、窓口受付時間の拡大を図ったこと。など、事務の効率化を進めながら、サービス向上を図った。

自動交付機の導入については、区民へのサービス向上に不可欠なものであるとの認識から、出張所の見直しに先がけて、18年10月に17か所の出張所に導入した。19年4月からは、自動交付機の取扱い時間を延長し、平日は午後9時まで、年末年始を除く土日祝休日は午前9時から午後5時までとした。

21年1月からは、外国籍の方の印鑑登録証明書の交付も可能になった。

また、区民事務所・出張所以外の施設にも設置の拡大を図り、19年4月に西武池袋線中村橋駅の南口駅前、19年8月に西武池袋線練馬駅地下の練馬区観光案内所、20年3月に西武池袋線石神井公園駅北口の石神井公園区民交流センターに自動交付機の設置を行い、自動交付機の設置台数は21台になった。

計画事業名	平成22年度末目標	平成21年度末現況	5年間の事業量
出張所のサービス向上と事務の効率化	・出張所新体制による運営	同左	・出張所新体制による運営
	・自動交付機設置21台	21台	・自動交付機設置21台

●自動交付機による証明書発行サービス

平成18年10月2日から自動交付機による住民票の写し等の交付を行っている（外国籍の方の印鑑登録証明書は、21年1月5日から）。

なお、利用に当たっては、事前の利用登録（暗証番号等の登録）が必要である。

自動交付機で交付する証明書等 平成22年3月末現在

自動交付機で交付する証明書	交付開始年月日	交付手数料
住民票の写し	平成18年10月2日	1通200円
印鑑登録証明書	平成18年10月2日 <small>(ただし外国籍の方については平成21年1月5日)</small>	1通200円

設置場所および利用時間 平成22年3月末現在

設置場所および台数	利用時間
本庁舎 2台 (練馬区民事務所)	平日 8:30~21:00 土日祝休日 9:00~17:00 ※ 年末年始および施設点検日を除く。以下同じ。
区民事務所(練馬を除く3か所)および出張所(13か所)各1台	
中村橋駅前 1台 石神井公園区民交流センター 1台	
練馬区観光案内所 1台	平日 9:00~21:00 土日祝休日 9:00~17:00
設置総台数 21台	

延べ稼働時間 平成21年度

	延べ稼働時間
時間内の延べ稼働時間	43,076時間
時間外の延べ稼働時間	39,608時間
延べ総稼働時間	82,684時間

※時間内とは、平日(月~金。以下同じ。)の8:30~17:00の間をいう。

※時間外とは、平日の17:00~21:00の間および土日祝休日の9:00~17:00の間をいう。

利用登録者数

	利用登録数
平成22年3月末現在	132,705人

●区民事務所・出張所職員一人当たりの届出事務処理件数

届出事務の窓口集約と出張所事務の執行方法の改善により行政のスリム化を図り、区民事務所・出張所職員一人当たりの届出事務処理件数の増加を目標とする。

18年度	19年度	20年度	21年度
750件	794件	855件	870件

●住居表示

区内の住居表示の実施は、平成2年1月1日に完了した。

その後は、大規模な再開発に伴う街区の変更や、新築・建替等に伴う住居番号の付定、住居表示板類の設置・管理等を行っている。

21年度の住所付定件数は2,218件であった。

(2) 区税負担の公平性を確保する

●適正な賦課

住民税（特別区民税・都民税）申告が必要な個人の所得等を正確に把握し課税するため、各種調査や申告勧奨等を行い、対象となる区民および事業所（特別徴収義務者）に、適正かつ自主的な期限内の申告・報告を促している。加えて、他の税務機関との連携を強化し、期限内申告を呼びかける広報活動等にも積極的に取り組んでいる。

期限内自主申告・報告件数対人口比指数（平成12年度比）

申告期限内における住民税の自主申告・報告の件数を対人口比でとらえ、12年度を100として指数で表したものである。区民および事業所（特別徴収義務者）から期限内に正確に所得状況等の申告・報告がなされている状態を高めていくことを目標とする。

12年度	19年度	20年度	21年度
100	107.9	110.1	119.2

●確実な収納事務

財源の確保および税負担の公平性を確保するため、口座振替を積極的に推進するとともに、コンビニ収納を実施し、現年分収納率の向上に取り組んでいる。また、滞納者に対しては、電話による納付案内を行う納税案内センターの設置や嘱託収納員による個別訪問など、状況に応じたきめ細かなアプローチにより、効果的な滞納整理を実施している。滞納者の担税力を的確に判断し、タイヤロック等差押えや公売などの滞納処分を積極的に行うことにより、高額・困難案件の解消を図っている。

特別区税収納率

税負担の公平性を確保するために、特別区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税）の収納率の向上を図る。

18年度	19年度	20年度	21年度
93.44%	93.69%	93.38%	92.78%

特別区税収納額の推移

18年度	19年度	20年度	21年度
58,882,807	63,255,467	64,126,607	63,229,892

（単位：千円 端数切り捨て）

特別区税滞納額の推移

18年度	19年度	20年度	21年度
3,577,463	3,689,354	3,954,942	4,456,079

（単位：千円 端数切り捨て）

(3) 国民健康保険および国民年金制度を適正に運営する

[1] 国民健康保険

●国民健康保険の役割と運営主体

病気やケガをしたとき、安心して医療が受けられるように、国民全員が必ず何らかの医療保険に加入しなければならない。わが国はこのような国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険に加入できない方のために設けられた医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）となっており、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

●加入状況

区において国民健康保険に加入する世帯数は、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことにより75歳以上の被保険者が自動的に移行したため、世帯数は123,947世帯、被保険者数も202,895人と減少するに至った。21年度においても世帯数は123,617世帯、被保険者数は200,917人と減少傾向にある。

●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して、給付を行う。

(1) 療養の給付

被保険者が医療機関等の窓口で医療費の3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（練馬区）が負担する。

70歳から74歳の一部負担金の割合は2割（現役並み所得者は3割）である。ただし、一部負担金2割の方は平成23年3月までは1割負担である。

0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合は2割である。

(2) 療養費

被保険者証を提示せず医療機関で診療を受けたとき、医師の指示により、はり・きゅう等の治療を受けたり、治療用装具を作ったときなどにいったん全額自己負担した費用の保険給付相当分の払戻しを行う。

(3) 入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

(4) 高額療養費

医療機関の窓口での支払い（一部負担金）が一定額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

(5) 高額医療・高額介護の合算制度

年間の医療保険と介護保険の自己負担額が高額により、世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

(6) その他の給付

出産については出産育児一時金42万円、死亡については葬祭費7万円が支給される。

**高額療養費の自己負担限度額
70歳～74歳の方**

所得区分		現役並み所得者	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
1か月の自己負担限度額	外来の限度額 (個人ごと)	44,400円	12,000円	8,000円	
	外来＋入院 (世帯ごと)	80,100円＋総医療費が 267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	44,000円	24,600円	15,000円
4回目以降の限度額 44,000円		「限度額適用・標準負担額減額認定」の 申請が必要			

※75歳到達月(1日生まれの方を除く)については上記自己負担限度額が個人については2分の1になります。
世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

70歳未満の方

所得区分		上位所得世帯	一般世帯	住民税非課税世帯
1か月の自己負担限度額	国保世帯全体	150,000円＋総医療費が 500,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	80,100円＋総医療費が 267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	35,400円
		4回目以降の限度額		
		83,400円	44,400円	24,600円

**高額介護合算療養費の自己負担限度額
70歳～74歳の方**

所得区分	現役並み所得者	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
世帯の限度額	67万円 (89万円)	56万円 (75万円)	31万円 (41万円)	19万円 (25万円)

70歳未満の方

所得区分	上位所得者	一般	住民税非課税世帯
世帯の限度額	126万円 (168万円)	67万円 (89万円)	34万円 (45万円)

※初年度の計算期間は、平成20年4月から平成21年7月までです。負担限度額は()内の金額が適用されます。

【所得区分について】

- (1) 現役並み所得者・・・同一世帯の国保加入者のうち、70歳以上の方の住民税の課税所得金額が145万円以上の世帯
- (2) 低所得者Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税の世帯
- (3) 低所得者Ⅰ・・・世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方、または老齢福祉年金を受給している方の世帯
- (4) 上位所得世帯・・・国保加入者の給与所得・雑所得などの各種合計所得金額から住民税基礎控除を引いた合計金額が600万円を超える世帯

給付の内容 平成21年度

種 類	件 数 (件)	金 額 (単位：千円)
療 養 給 付 費	2,898,370	36,795,958
療 養 費	115,948	937,963
高 額 療 養 費	64,122	3,862,258
出 産 育 児 一 時 金	1,012	399,667
葬 祭 費	885	61,950
結核・精神医療給付金	34,725	41,424

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

被保険者の加入状況

年 度	世 帯 数	被保険者数	老 人 保 健 法 者	退 職 者 等
			対 象	被 保 険 者 等
	世帯 (%)	人 (%)	人	人
平成17	152,193 (48.2)	261,177 (38.6)	52,795	27,235
18	152,258 (47.4)	258,253 (38.0)	49,796	30,987
19	151,914 (46.5)	254,933 (37.2)	49,445	30,696
20	123,947 (37.5)	202,895 (29.4)	—	4,783
21	123,617 (37.1)	200,917 (29.0)	—	6,039

注：①()内は練馬区全体に対する割合

②数値は、年度末のものを使用している。

③老人保健法対象者は20年度から後期高齢者医療制度へ移行した。

④退職者医療制度は20年3月31日で廃止。26年度までは経過措置による加入

保険料調定額および総医療費の状況

年 度	保 険 料 (調定額)			総 医 療 費		
	1人当たり	1世帯当たり	現 年 度 額	1人当たり	1世帯当たり	総 額
	円	円	百万円	円	円	百万円
平成17	81,695	141,044	21,449	333,340	575,500	87,518
18	84,225	143,790	21,954	337,136	575,566	87,878
19	85,981	145,044	22,126	350,602	591,444	90,224
20	90,773	149,027	18,582	245,169	402,506	50,187
21	90,497	147,494	18,363	249,616	406,829	50,651

注：①数値は、老人保健法による医療に係るものを含む。(19年度まで)

②1人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年間の平均を使用している。

③上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

④21年度の医療費の各数値は、22年6月末現在で把握しているものである。

●医療費

平成21年度の区の国保被保険者1人当たりの医療費は、249,616円であり、前年度に比べ1.8%の増となっている。

●保険料

保険料は、医療分保険料、後期高齢者支援金分保険料および介護分保険料の3本立てとなっている。

平成21年度の医療分保険料は、均等割額「被保険者1人につき27,600円」と所得割額「21年度住民税額×68/100」との合算額である。後期高齢者支援金分保険料は、均等割額「被保険者1人につき9,600円」と所得割額「21年度住民税額×26/100」との合算額である。介護分保険料は、均等割額「介護保険第2号被保険者（40～64歳）1人につき11,100円」と所得割額「介護保険第2号被保険者の21年度住民税額×13/100」との合算額である。この3つを合計して国民健康保険料として徴収する。

なお、それぞれに上限が設けられており、医療分保険料が47万円、後期高齢者支援金分保険料が12万円、介護分保険料が10万円である。

保険料収納率の推移（医療分）

年度	現年分 %	滞納繰越分 %
平成17	84.94	28.63
18	86.22	27.66
19	86.32	30.11
20	84.11	26.59
21	83.30	24.81

●財政状況

国民健康保険事業は、保険財政の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（46ページと56ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

平成21年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で647億円、対前年度比1.8%の減、歳出総額で641億円、対前年度比1.8%の減であった。

高齢化や医療の高度化に伴い、高齢者の医療費が増え続ける一方、厳しい経済状況の下で保険料収入は伸び悩み、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないため、区財政に対しても大きな圧迫要因となっている。

●安定した事業運営のために

区の国民健康保険が現在抱えている課題は、第1に保険料の収納率の向上、第2に医療費の適正化、第3に被保険者の資格の適正化である。

保険料収納率の向上については、目標収納率を始め各種収納対策を体系的にまとめた収納対策プランを策定し、収納実績の確認や収納対策の検討を行いながら

プランの進行管理を行っている。平成21年度からは、民間事業者への委託による電話・訪問催告を実施し、未納世帯との接触の機会を増やすことにより、未納の解消に努めている。

医療費の適正化については、保険医療機関等から提出されたレセプトの資格点検および内容点検を行っている。記載内容に疑義があるレセプトについては、審査支払機関に再審査請求を行い、医療費の適正化に努めている。

また、被保険者の資格の適正化を図るため、健康保険法の強制適用事業所に勤めている者・擬制世帯・住民税未申告世帯等に対して資格取得時等における資格確認に努めている。

●保健事業

被保険者の健康の保持増進を目的として、各種の保健事業を行っている。また、40歳～74歳の国民健康保険加入者に対して、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

ア) 特定健康診査 平成21年度

対象者数	受診者数	実施率
127,233人	44,856人	35.3%

イ) 特定保健指導

対象者数	終了者数	実施率
6,416人	783人	12.2%

注：受診者数・終了者数は平成22年5月31日現在において確認しているものの数

(2) 保養施設

近隣のホテル、旅館等22か所と協定を結び、割引料金であっせんしている。

21年度の利用は191件、延べ520人であった。

（上記の件数・人数には、21年度から利用可能にした後期高齢者医療制度の被保険者も含む。）

(3) 日帰り温泉施設割引

日帰り温泉施設（大江戸温泉物語）の割引利用をあっせんしている。

〔割引利用協定料金〕

大人（中学生以上）	2,900円→1,700円
子供（4歳から小学生）	1,600円→520円
ナイター（6時以降入場）	2,000円→1,250円

〔21年度利用実績〕

割引券利用枚数	752枚
大人（中学生以上）	1,468人
子供（4歳から小学生）	190人
ナイター（6時以降入場）	253人
利用人数 合計	1,911人

(4) 健康増進啓発事業

エイズ予防に関する知識の普及啓発のため、パンフレットを窓口で配布した。

[2] 国民年金

●国民年金事業の運営

昭和34年に国民年金法が施行され、昭和36年4月1日から拠出制の国民年金制度が実施された。

その後わが国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢社会へ移行しており、老後の生活の支柱となる公的年金制度の役割がますます重要になってきている。

こうした中で、人口の高齢化や社会経済状況の変化に対応できるよう、公的年金制度を長期にわたり健全かつ安定的に運営していく基礎を確保することを目的として、国民年金法の一部を改正する法律により「基礎年金制度」が、昭和61年4月1日から実施された。この制度では、日本国内に住所がある方のうち、老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方や学生を除く、20歳以上60歳未満のすべての方が年金に加入することとなった。

その後、平成3年4月1日からは、これまで任意加入とされていた学生も強制加入となり、9年1月には公的年金共通の基礎年金番号制度が導入された。14年4月には、地方分権一括法の施行により第3号被保険者に係る事務・保険料の徴収に係る事務などを国（社会保険事務所）が直接取り扱うこととなり、区では第1号被保険者に係る届出事務などを行うことになった。また、17年4月には国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として特別障害給付金制度が創設された。

21年12月31日に社会保険庁が廃止となり、22年1月1日、日本年金機構が設立され、国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務を担うこととなった。

●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住むすべての方（外国人を含む）が20歳から60歳まで加入する国民の基本的な年金制度である。また、60歳から65歳までの方や海外に居住している日本国籍を有する20歳から65歳までの方も任意加入できる（昭和40年4月1日以前に生まれた方

で、受給資格を満たせない方は70歳まで）。国民年金の加入は、第1号被保険者から第3号被保険者までの3種類と任意加入被保険者に分かれている。

平成22年3月31日現在の練馬区の第1号被保険者は118,134人、任意加入被保険者は2,858人、第3号被保険者は56,447人である。

●保険料

保険料は平成17年度から将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。22年度の保険料は月額15,100円である。

また、保険料には免除制度があり、22年3月31日現在の免除者は、法定免除5,666人、申請免除（全額）6,399人、申請免除（4分の3）665人、申請免除（半額）469人、申請免除（4分の1）213人、学生納付特例9,757人、若年者納付猶予1,571人の合計24,740人で、第1号被保険者に対する割合は20.9%となっている。17年4月から30歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18年7月から申請免除に4分の3免除と4分の1免除が加わった。

●年金等の給付

国民年金の給付には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金があり、このほかに寡婦年金、死亡一時金がある。国民年金制度創設時、すでに高齢だった方に支給する年金としては老齢福祉年金がある。福祉年金は、本人・配偶者・扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められている。

平成22年3月31日現在の練馬区の受給権者数は、老齢基礎年金104,939人、障害基礎年金7,053人、遺族基礎年金1,015人、老齢年金6,327人、通算老齢年金5,504人、旧障害年金252人、寡婦年金97人、老齢福祉年金70人である。また、21年度中の死亡一時金の受給者は157人である。

今後、年々、期間満了者が老齢基礎年金を受給することとなり、年金受給者は増加していくものと思われる。

なお、年金額の改定方法は、16年の年金改定によって、保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

年金に必ず加入する方

加入者の種別	年 齢	対 象 者
第1号被保険者	20歳～60歳未満	日本国内に住所のある方で第2号・第3号被保険者以外の方（自営業者・学生など）
第2号被保険者	就職時～70歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む） ・共済組合員
第3号被保険者	20歳～60歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む）または共済組合員に扶養されている配偶者

※但し、65才以降は老齢基礎の受給権を有しない方のみ第2号被保険者となる。

年金に希望すれば加入できる方

任意加入 被保険者	20歳～60歳未満	・老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方
	20歳～65歳未満	・海外に住んでいる日本人
	60歳～65歳未満	・60歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方 ・年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい方
	特例として 65歳～70歳未満	・昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方(受給できる資格期間を満たすまで)

国民年金加入者の推移

各年3月31日現在

年次	種別	第1号被保険者	第3号被保険者	任意加入者	計
		人	人	人	人
平成17		134,737	57,373	3,578	195,688
18		132,380	57,373	3,333	193,086
19		127,547	57,365	3,152	188,064
20		122,522	56,914	3,054	182,490
21		119,117	56,853	2,908	178,878
22		118,134	56,447	2,858	177,439

年金額の推移

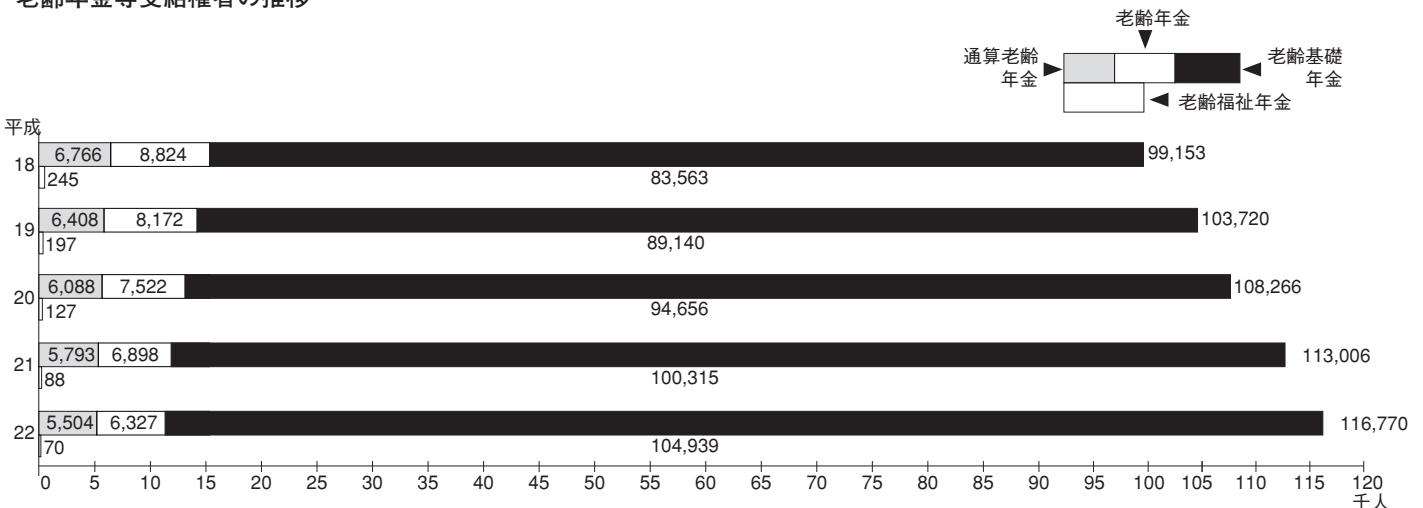
各年4月1日現在

年次	種別	老齢年金				障害基礎年金 障害年金	遺族基礎年金 (子一人) 遺族年金
		福祉	基礎 (25年～40年)	拠出 (10年)	拠出 (5年)		
平成19	円		円	円	円	円	
	405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000	
20	円		円	円	円	円	
	405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000	
21	円		円	円	円	円	
	405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000	
22	円		円	円	円	円	
	405,800 315,300	792,100	481,300	409,600	990,100 792,100	1,020,000	

- 注：① 老齢年金の福祉の上段金額は全部支給額、下段金額は一部支給額
- ② 障害基礎年金・障害年金の上段金額は1級障害、下段金額は2級障害
- ③ 老齢基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる

老齢年金等受給権者の推移

各年3月31日現在



(4) 練馬年金事務所

練馬年金事務所は、区内に住所がある会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、児童手当の各制度についての業務を行っている。

とりわけ、超高齢社会の到来を控え年金に関する期待と関心は大きく、来所者数も年々増加している。

また、昭和63年4月からすべての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金に加入することが義務づけられ、制度の安定が図られている。

●健康保険

事業所に働いている従業員を被保険者とする医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、平成20年10月より全国健康保険協会で行っている。

健康保険（協会管掌）の状況 平成22年3月31日現在

区 分	状 況
事業所数	6,026件
被保険者数	32,438人
平均標準報酬月額	317,277円

資料：練馬年金事務所

●厚生年金保険

健康保険と同じく、各種事業所に働いている従業員を被保険者として、老齢、障害、死亡などに関して、被保険者を始めその被扶養者あるいは被保険者であった方などに、年金や一時金を給付することにより、生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

厚生年金保険の状況 平成22年3月31日現在

区 分	状 況
事業所数	6,728件
被保険者数	60,741人
平均標準報酬月額	314,563円

資料：練馬年金事務所

●国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金の被保険者となり、老齢、障害、死亡などに関して、年金や一時金を給付することにより、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている制度である。取扱業務のうち、区役所においては第3号被保険者に係る届け出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所では諸届書等について承認、裁定等を行っている。

●児童手当拠出金の徴収

児童を養育している父母等に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成と資質向上を図る制度である。取扱業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。